日本年金機構
Japan Pension Service

Vol.
103

市区町村向け情報誌

かけはし

2026.11

発行編集責任者
事業推進統括部　福嶋　清

日本年金機構公式X（旧Twitter）アカウント（@Nenkin_Kikou）

日本年金機構公式Facebookページ

日本年金機構ホームページ
日本年金機構　検索
https://www.nenkin.go.jp/

目次

- 目次 p.1
- 令和８年度税制改正に伴う公的年金等に係る対応 p.2
- 令和８年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付について p.4
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について p.12
- 年金生活者支援給付金請求書未提出の方に対する再勧奨 p.14
- 「生計同一関係に関する申立書」の記入例の作成 p.15
- マイナンバー収録に係るご協力のお願い p.17
- インターネット広告素材の日本年金機構HPへの掲載 p.18
- ねんきん自動音声送付受付サービスの周知 p.19
- 令和８年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰に係る感謝状の贈呈 p.22
- 障害年金講座 p.24
- 広報の広場 p.31
- 地域の独自情報 p.32
- 編集後記 p.32

令和８年度税制改正に伴う公的年金等に係る対応

１．公的年金等に係る所得税の基礎控除の引上げへの対応

令和８年度税制改正について、所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）が令和８年３月31 日に公布され、令和８年12月１日より施行されます。

これにより、「所得税の基礎控除の引上げ」が行われ、令和８年12月の年金支払時に改正後の一定の控除額を用いて計算した１年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行います。

（１）所得税の基礎控除の引上げに係るポイント

① 基礎控除の引上げに伴い、公的年金の源泉徴収の対象とならない年金額が214万円未満（65歳未満は164万円未満）に引き上げられました。

② 改正前の令和8年分においては、年金額に応じた2段階の上乗せ控除を適用していましたが、改正後は、同一の計算式による控除額が適用されます。

[令和８年分の公的年金からの控除額]

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">改正前（令和８年11月以前）</th><th colspan="2">改正後（令和８年12月以降）</th></tr>
<tr><th>年齢</th><th>年金額</th><th>控除額</th><th>年金額</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">65歳以上</td><td>205万円未満</td><td>源泉徴収対象外</td><td>214万円未満</td><td>源泉徴収対象外</td></tr>
<tr><td>205万円以上
242万円以下</td><td>月割額の25%+10万５千円
（最低17万５千円）</td><td rowspan="2">214万円以上</td><td rowspan="2">月割額の25%+11万円
（最低18万円）</td></tr>
<tr><td>242万円超</td><td>月割額の25%+10万円
（最低16万５千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">65歳未満</td><td>155万円未満</td><td>源泉徴収対象外</td><td>164万円未満</td><td>源泉徴収対象外</td></tr>
<tr><td>155万円以上
213万円以下</td><td>月割額の25%+10万５千円
（最低13万円）</td><td rowspan="2">164万円以上</td><td rowspan="2">月割額の25%+11万円
（最低14万円）</td></tr>
<tr><td>213万円超</td><td>月割額の25%+10万円
（最低12万５千円）</td></tr>
</table>

（２）令和８年分の所得税の還付対応

① 令和８年11月の年金支払までは改正前の所得税額で源泉徴収を行います。

② 令和８年12月の年金支払時に令和８年分の改正後の所得税額と改正前の所得税額との差額を受給者に還付します。

（３）所得税の還付対象者

以下の条件をすべて満たす者が還付対象者となります。

・新法、旧法及び統合共済（旧三共済・農林共済）のいずれかの老齢年金受給者

・令和８年２月定期支払から令和８年11月随時支払に所得税の源泉徴収がある者

・国内居住者

2．令和８年12月に送付する年金振込通知書

令和８年12月に送付する年金振込通知書の「所得税額および復興特別所得税額」欄に、精算後の税額を表示しており、「－」（マイナス）が付されている場合は還付額を示しています。

また、年金振込通知書の裏面に令和８年度税制改正に係る説明文を記載します。

（年金振込通知書表面）

年金振込通知書

（振込予定日）令和 8 年 12 月 15 日

所得税額が変更されたことにより、令和 8 年12月から令和 9 年 4 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますのでお知らせします。

年金の制度・種類　年金

基礎年金番号　年金コード

振込先 ※1

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 8 年12月の支払額	令和 9 年 2 月の支払額	令和 9 年 4 月の支払額	令和＊＊年＊＊月の支払額	参考：前回支払額（令和 8 年10月の支払額）
年金支払額	450,000 円	450,000 円	450,000 円	＊＊＊＊＊＊＊＊ 円	450,000 円
介護保険料額 ※3	円	円	円	円	円
※3	円	円	円	円	円
所得税額および復興特別所得税額	－2,400 円	4,600 円	4,600 円	円	6,000 円
個人住民税額 ※3 および森林環境税額	円	円	円	円	円
控除後振込額	452,400 円	445,400 円	445,400 円	＊＊＊＊＊＊＊＊ 円	444,000 円

※1　支店には、支店のほか、支所、営業所、出張所等が含まれます。
※2　支払額等の変更が予定されている方は、令和９年４月までの記載がありません。
※3　金額を記載しています。
保険料等」をご覧ください。

所得税の還付がある場合、「－」（マイナス）を付してその金額を表示する。

令和９年以降は、改正後の所得税額を表示する。

印　影

（年金振込通知書裏面）

令和８年度税制改正について

- 令和８年度税制改正により、所得税の基礎控除額の引上げ、扶養親族等の所得要件の引上げが行われました。
- 基礎控除額の引上げにより、令和８年中に源泉徴収した所得税額の再計算を行い、税額に過納額が生じた場合は、令和８年１２月の年金支払時にその過納額を還付することとしています。
- 令和８年分の所得税について、扶養親族等の所得要件の引上げ（合計所得金額:58万円→62万円）により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

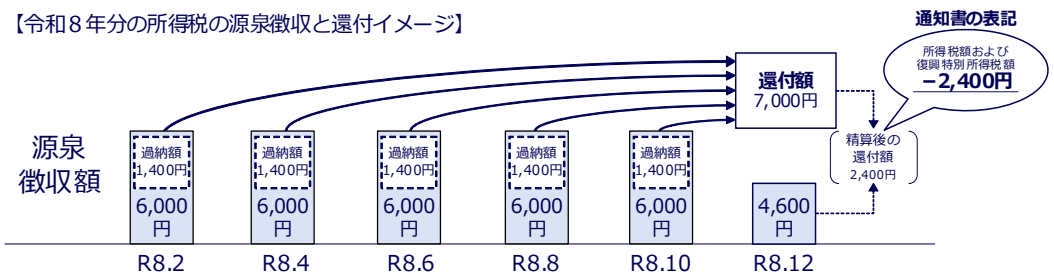
詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。
https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/index.htm

二次元コード

令和８年１２月支払時の所得税について

- 令和８年１２月の年金支払時に、改正後の所定の基礎的控除額を用いて計算した１年分の税額と既に源泉徴収した税額との精算を行い、これにより還付すべき金額が生じた場合には、今回の年金支払においてその金額を還付しています。
- 年金振込通知書の「所得税額および復興特別所得税額」の欄には精算後の税額を表示しており、「－」（マイナス）が付されている場合は還付額を示しています。

【令和８年分の所得税の源泉徴収と還付イメージ】



令和８年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付について

今年中に納付した国民年金保険料全額が、所得税及び住民税の申告において社会保険料控除の対象となります。

「かけはし」第102号でもお知らせしましたが、**令和８年１月１日から令和８年９月30日までの間に国民年金保険料を納付した方へ、令和８年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を送付しています。**

社会保険料控除を申告（年末調整・確定申告）する場合、納付したことを証明する書類の添付が義務づけられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

	対象者	送付方法	送付時期
①	**令和８年１月１日から令和８年9月30日までの間**に国民年金保険料を納付した方	電子送付（※）	令和8年10月16日（金）から10月下旬にかけて順次
		郵送	令和8年10月23日（金）から11月上旬にかけて順次
②	**令和８年10月1日から令和８年12月31日までの間**に国民年金保険料を納付した方（①の対象者は除きます。）	電子送付（※）	令和９年１月下旬から順次
		郵送	令和９年２月上旬

※　事前に「ねんきんネット」で電子送付の希望登録を行った方には、マイナポータルの「お知らせ」に電子データをお送りしています。（書面の郵送は行っていません。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、次ページの（１）～（３）で対応していますので、必要に応じてご案内ください。

なお、日本年金機構公式X（旧Twitter）と日本年金機構公式Facebookで、控除証明書の送付についての情報を投稿しています。

（１）日本年金機構ホームページ

（https://www.nenkin.go.jp/）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要、証明書の見方やよくあるご質問（Ｑ＆Ａ） 等について 、日本年金機構ホームページに掲載しています。

日本年金機構　控除証明書　検索

（２）控除証明書相談チャット（24時間対応）

（https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html）

日本年金機構ホームページに、 チャットボット（お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するサービス）を開設しています。

上記URLから「ねんきんチャットボット」へアクセスし、「被保険者の方」▶「控除証明書」を選択してください。

（３）ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）

◆ 電話番号

（ナビダイヤル）０５７０－００３－００４



・全国一律の通話料金でご利用いただけます。
・通話料定額プランの対象外です。
・「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
・「0570」の前に市外局番を付けないでください。

０５０から始まる電話でおかけになる場合（東京）０３－６６３０－２５２５

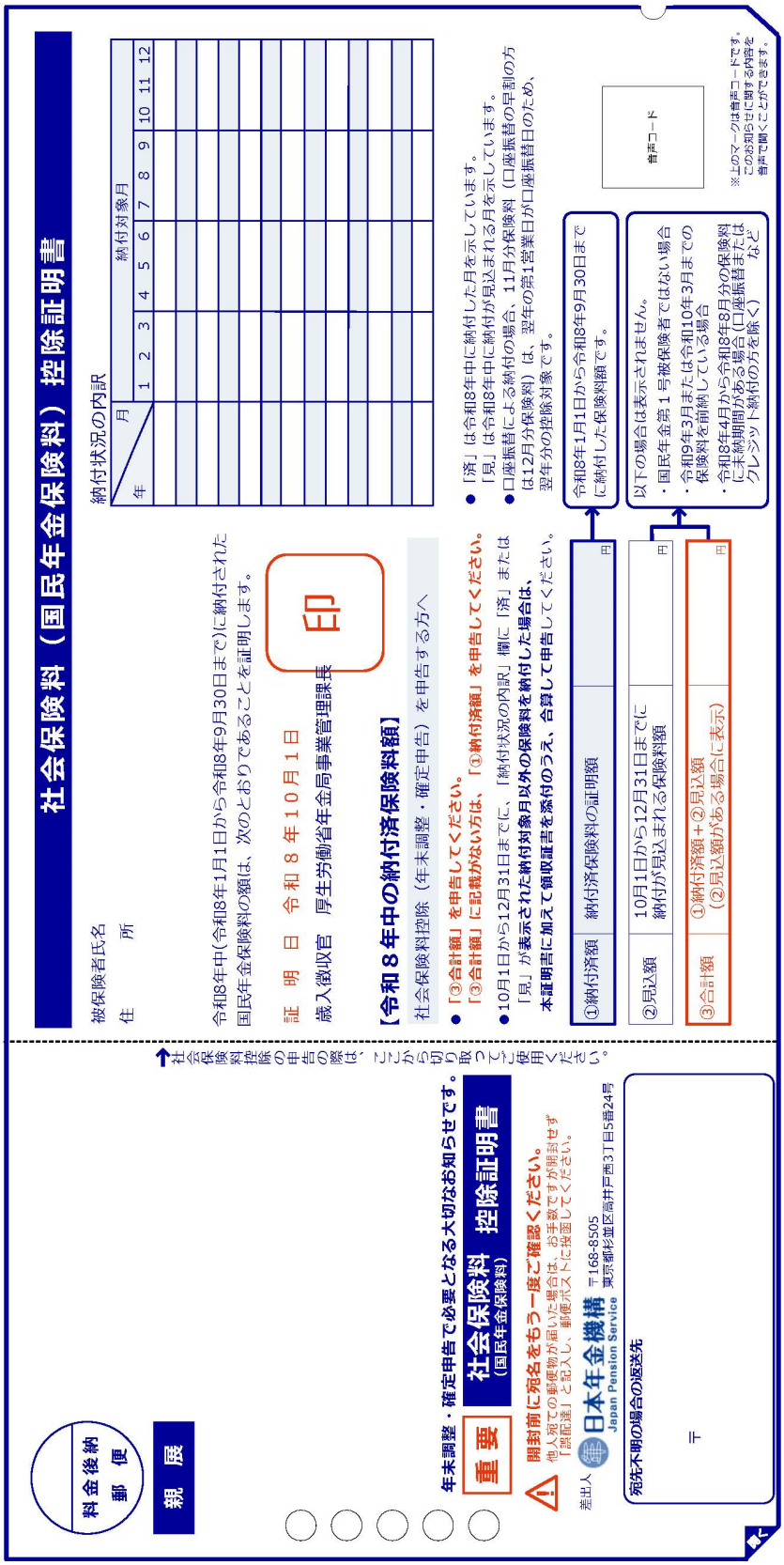
◆ 受付時間

月～金曜日　　８：３０～１９：００
第２土曜日※　９：３０～１６：００

※第２土曜日以外の土・日・祝日、12/29～１/3はご利用いただけません。

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

【10月から11月発送用】おもて面



◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

【10月から11月発送用】うら面



◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【10月から11月発送用】おもて面

宛先不明の場合の返送先

〒

2610 1034 005

ご本人様控

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
基礎年金番号
令和8年中（令和8年1月1日から令和8年9月30日まで）の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額（②見込額がある場合に表示）	円

各年に分けて申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円
	円
	円

納付状況の内訳

年＼月	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和8年中に納付した月を示しています。
- 「見」は令和8年中に納付が見込まれる月を示しています。
- **令和8年中に納付した保険料は令和8年分として申告できます。**
 10月1日から12月31日までに、「済」または「見」が**表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、本証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告**してください。

社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和8年10月1日
令和8年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長　印

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和8年10月1日
令和8年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長　印

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和8年10月1日
令和8年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長　印

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【10月から11月発送用】うら面

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

●ご家族の保険料も控除の対象です。
生計を一にする配偶者やその他の親族の国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

●申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、本証明書または領収証書の添付等が義務づけられています。
※令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合は、本証明書または領収証書の内容を記載した明細書で代用することができます（年末調整の際は代用できません）。
なお、確定申告については国税庁ホームページをご確認ください。

●お問い合わせ
日本年金機構ホームページに控除証明書の見方やQ&Aなどを掲載しています。
右の二次元コードよりご利用ください。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2026.html

●e-Taxで簡単に確定申告可能な電子データが便利です。
（ペーパーレス化にご協力ください。）
マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録をすると、令和9年分以後、控除証明書を電子データで受け取ることができます。
なお、令和8年分の電子データが必要な場合は、ねんきんネットを利用し、電子データの発行を申請してください。
電子送付の希望登録をすると、紙の郵送が停止されます。
詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html

●再発行（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ
あとから納付した保険料額を反映した控除証明書が必要な場合は再発行ができます。
ねんきんネットを利用すると簡単に再発行申請ができます。
右の二次元コードよりご利用ください。
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/n_net/

●前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の（１）または（２）のどちらかを選択してください。

（１）全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）
本証明書の「令和8年中の納付済保険料額」（表面下部）に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。

（２）各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）
各年の控除額は下表の例のように算出します。**申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書１枚を切り取って添付等してください。**
（２）の方法で控除の適用を受けた場合、（１）の方法に戻すことはできません。
また、令和9年に令和9年分と令和10年分をまとめて控除することもできません。

本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。

［例］各年分の保険料に相当する額を各年に分けて申告する場合

控除対象額	例1 口座振替で24カ月分（令和8年4月分から令和10年3月分）417,150円を前納した場合	例2 納付書で20カ月分（令和8年8月分から令和10年3月分）351,750円を前納した場合
令和8年	（令和8年4月から令和8年12月までの9カ月分） 417,150円× 9カ月／24カ月＝Ⓐ**156,432円**	（令和8年8月から令和8年12月までの5カ月分） 351,750円× 5カ月／20カ月＝Ⓒ**87,938円**
令和9年	（令和9年1月から令和9年12月までの12カ月分） 417,150円×12カ月／24カ月＝Ⓑ**208,575円**	（令和9年1月から令和9年12月までの12カ月分） 351,750円×12カ月／20カ月＝Ⓓ**211,050円**
令和10年	（令和10年1月から令和10年3月までの3カ月分） 417,150円 － Ⓐ － Ⓑ＝**52,143円**	（令和10年1月から令和10年3月までの3カ月分） 351,750円 － Ⓒ － Ⓓ＝**52,762円**

※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。

令和8年10月から国民年金育児免除制度が始まりました

1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の方（父母・養父母）は、国民年金保険料の納付が免除されます。納付が免除された期間は、納付した場合と同じように年金額に反映されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html

［注意事項］

- 「①納付済額」は、令和8年1月1日から令和8年9月30日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き令和8年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・国民年金第１号被保険者ではない場合
 - ・令和9年3月または令和10年3月までの保険料を前納している場合
 - ・令和8年4月から令和8年8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く）　など

［注意事項］

- 「①納付済額」は、令和8年1月1日から令和8年9月30日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き令和8年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・国民年金第１号被保険者ではない場合
 - ・令和9年3月または令和10年3月までの保険料を前納している場合
 - ・令和8年4月から令和8年8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く）　など

［注意事項］

- 「①納付済額」は、令和8年1月1日から令和8年9月30日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き令和8年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・国民年金第１号被保険者ではない場合
 - ・令和9年3月または令和10年3月までの保険料を前納している場合
 - ・令和8年4月から令和8年8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く）　など

◆送付する控除証明書の様式（再発行分）

基礎年金番号

様

ご家族の国民年金保険料を納付している方へ
＝ご家族の保険料も控除の対象となります＝

世帯主は、家族の国民年金保険料を連帯して納付する義務があります。また、夫婦も互いの保険料を連帯して納付する義務があります。連帯納付義務者が納付した国民年金保険料は、納付した方が申告することができます。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名　　様

あなたが、　　年中(1月1日から　月　日)に納付した国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長　印

証明日：　　年　月　日

年中の納付済保険料額

①納付済	納付済保険料額の証明額	円

（ご参考１）

②見込額	証明日後から、　年中に納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	見込額を含む合計額（①納付済＋②見込額）	円

「②見込額」について
※　以下の場合は、②見込額を表示しておりませんのでご了承ください。
・既に他の年金制度(厚生年金保険等)の被保険者となっている場合
・年度末までの保険料を前納されている場合
・保険料の未納期間があるなど、今後の納付が予測できない場合　など
なお、1月下旬以降の再発行につきましては、前年分の納付済額が確定していますので、この場合も見込額は表示されません。

（ご参考２）
上記「①納付済」欄の証明額は、下記の「済」で表示した月分の保険料額を合計しています。
また、「②見込額」欄の額は、「見」で表示した月分の保険料額の合計額です。
※　保険料の納付期限は、翌月末日(末日が休日等の場合は翌々月の最初の営業日)です。

年＼月	納付対象月 1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12

左記の「①納付済」欄の証明額は、　年１月１日から12月31日まで(または証明日まで)の間に納付していただいた保険料額の総額です。

左記の「②見込額」欄の額は、証明日時点での納付方法で引き続き年末までに納付いただいた場合の保険料額を表示しています。
左記の「③合計額」欄の額は、「①納付済」欄の額に「②見込額」欄の額を加えた額です。この「③合計額」または「①納付済」欄の額で申告される場合は、申告書にこの証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。

○口座振替で毎月納付されている方へ
保険料の納付期限は、翌月末日(末日が休日等の場合は翌月最初の営業日)です。このため、11月分保険料(早割の方は12月分保険料)の納付期限は、12月31日が休日のため、翌年最初の営業日(1月4日など)となりますので、その保険料は、この証明の対象とはなりません。(翌年分の控除対象となります。)

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ
左上の「①納付済」欄の額または、「③合計額」で申告される場合は、申告書を提出する際に、この証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。
ただし、12月31日までの間に、左記の「済」または「見」以外の月分の保険料を納付していただいた場合は、その額を左上の「①納付済」欄の額(②見込額がある場合は、「③合計額」の額)に加算した額を申告してください。その際は、加算した分の領収証書も添付等が必要となります。

※右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

音声コード

2210 1034 001

令和８年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除について

13月以上の国民年金保険料を前納した場合、以下の（１）または（２）のいずれかを選択できます。

※13月以上の国民年金保険料を前納した方へ送付している控除証明書の裏面にも記載されています。

（１） 全額を納めた年に申告する

日本年金機構からお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」**下部の３年分３枚の証明書は、切り離さず添付して申告してください。**

申告額は、「③合計額」（「③合計額」に記載がない場合は「①納付済額」）です。

（２） 複数年に分けて申告する

日本年金機構からお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の３年分３枚の証明書のうち、**令和８年分の１枚を切り離して申告に使用してください。**

申告額は、「各年に分けて申告する場合の証明額」です。

なお、残りの２枚の証明書については、令和９年、令和１０年の申告時に使用しますので、大切に保管してください。

【例】口座振替にて24カ月分（令和８年４月～令和１０年３月）417,150円を前納した場合

① 令和８年に控除の対象となる額
（令和８年４月～令和８年12月までの９カ月分）
417,150円 ×（9カ月／24カ月）＝ 156,432円

② 令和９年に控除の対象となる額
（令和９年１月～令和９年12月までの12カ月分）
417,150円 ×（12カ月／24カ月） ＝ 208,575円

③ 令和１０年に控除の対象となる額
（令和１０年１月～令和１０年３月までの３カ月分）
417,150円 － 156,432円 － 208,575円 ＝ 52,143円

⚠ 複数年に分けて申告する場合、分割して申告した翌年に残りの年分をまとめて申告することはできませんのでご注意ください。

上記の例の場合、令和８年に①の９カ月分の申告を行った場合、残りの年分（15カ月分）をまとめて令和９年に申告することはできません。

令和８年、令和９年、令和１０年の３年分に分けて申告する必要があります。

国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について

国民年金保険料の未納期間がある者に、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」を11月にお送りいたします。

催告状は、圧着はがき形式になっており、直近の納付状況や年金加入状況を確認することができます。

送付対象者	令和8年4月分以降にのみ国民年金保険料の未納期間がある者（※） ※令和8年10月中旬に対象者を抽出
送付時期	令和 8 年 11 月 24 日（予定）
送付物	催告状（圧着ハガキ形式） ※様式は次項をご覧ください

マイナポータル・ねんきんネットを利用したお知らせの送信

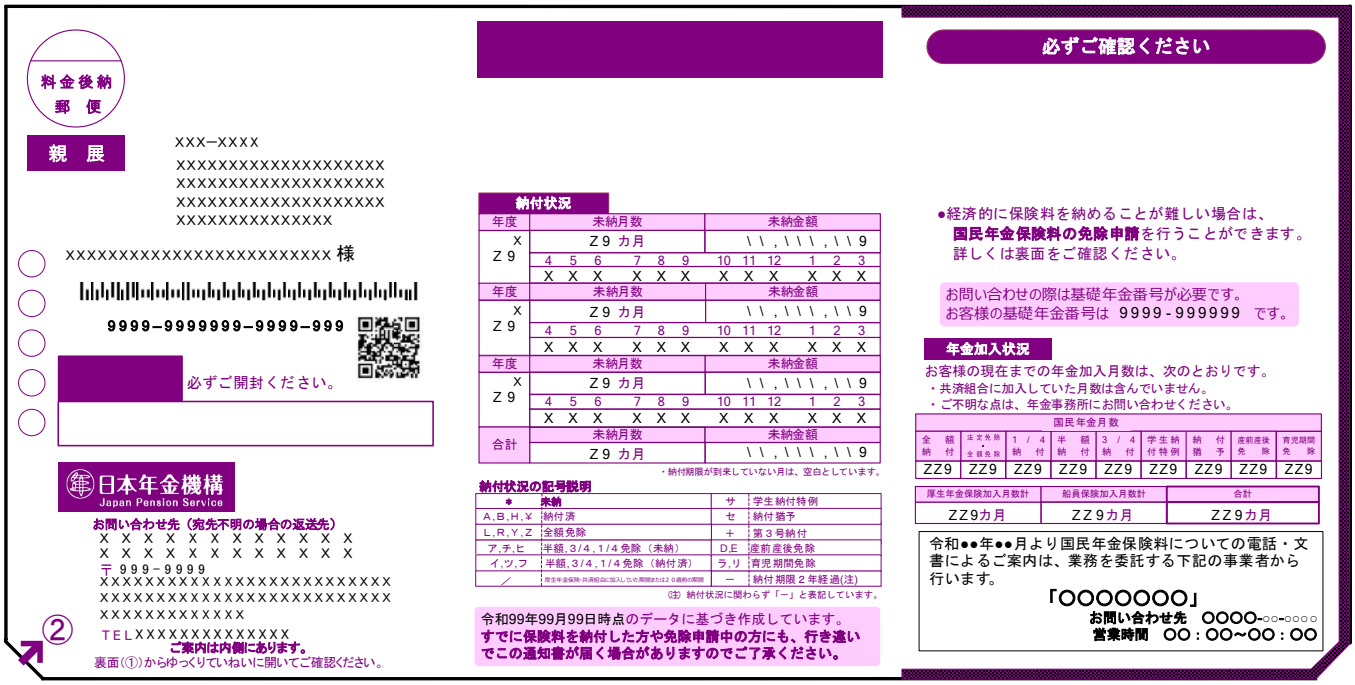
マイナポータルとねんきんネット利用者で当催告状を発送している者のうち、マイナポータルとねんきんネットの認証連携が済んでいる者には以下の案内文を送信します。（送信日　令和8年11月18日予定）

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの期間があると思われるお客様に、お知らせ（ハガキ）を送付しています。（発送日　令和8年11月24日）

お手元にお知らせが届きましたら、内容をご確認いただき、事前に送付している納付書により納めてください。

また、納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納めることもできます。対象の決済アプリは日本年金機構ホームページでご確認ください。

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」おもて面



料金後納郵便

親展

XXX−XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 様

9999−9999999−9999−999

必ずご開封ください。

日本年金機構
Japan Pension Service

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X
〒999−9999
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXX
TELXXXXXXXXXXXXX
ご案内は内側にあります。
裏面（①）からゆっくりていねいに開いてご確認ください。

②

納付状況

年度	未納月数	未納金額
X Z9	Z9カ月	\\,\\\,\\9
	4 5 6 7 8 9	10 11 12 1 2 3
	X X X X X X	X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X Z9	Z9カ月	\\,\\\,\\9
	4 5 6 7 8 9	10 11 12 1 2 3
	X X X X X X	X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X Z9	Z9カ月	\\,\\\,\\9
	4 5 6 7 8 9	10 11 12 1 2 3
	X X X X X X	X X X X X X
合計	未納月数	未納金額
	Z9カ月	\\,\\\,\\9

・納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

＊	未納	サ	学生納付特例
A,B,H,¥	納付済	セ	納付猶予
L,R,Y,Z	全額免除	＋	第３号納付
ア,チ,ヒ	半額,3/4,1/4免除（未納）	D,E	産前産後免除
イ,ツ,フ	半額,3/4,1/4免除（納付済）	ラ,リ	育児期間免除
／	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または２０歳前の期間	ー	納付期限２年経過(注)

(注) 納付状況に関わらず「ー」と表記しています。

令和99年99月99日時点のデータに基づき作成しています。
すでに保険料を納付した方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

必ずご確認ください

●経済的に保険料を納めることが難しい場合は、**国民年金保険料の免除申請**を行うことができます。詳しくは裏面をご確認ください。

お問い合わせの際は基礎年金番号が必要です。
お客様の基礎年金番号は 9999-999999 です。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。
・共済組合に加入していた月数は含んでいません。
・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

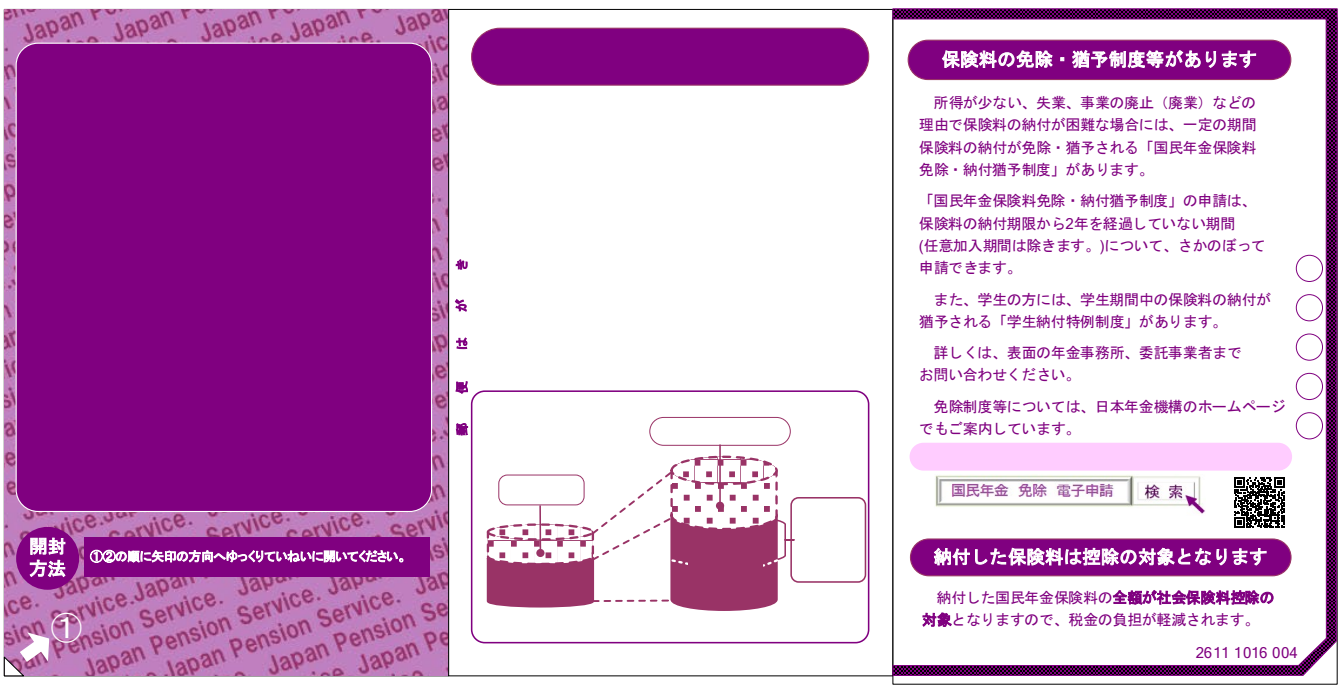
国民年金月数								
全額納付	法定免除・全額免除	1/4納付	半額納付	3/4納付	学生納付特例	納付猶予	産前産後免除	育児期間免除
ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9

厚生年金保険加入月数計	船員保険加入月数計	合計
ZZ9カ月	ZZ9カ月	ZZ9カ月

令和●●年●●月より国民年金保険料についての電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。

「○○○○○○○」
お問い合わせ先 ○○○○-○○-○○○○
営業時間 ○○：○○～○○：○○

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」うら面



開封方法
①②の順に矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。

①

保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(任意加入期間は除きます。)について、さかのぼって申請できます。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお問い合わせください。

免除制度等については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

国民年金 免除 電子申請 検索

納付した保険料は控除の対象となります

納付した国民年金保険料の**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、税金の負担が軽減されます。

2611 1016 004

年金生活者支援給付金請求書未提出の方に対する再勧奨

令和８年度に新たに年金生活者支援給付金の支給要件に該当された方に対して、令和8年9月1日（火）から９月14日（月）にかけて年金生活者支援給付金請求書を送付しています。

このたび、請求書の提出が未提出となっている方に対して、10月および12月に再勧奨のお知らせ（はがき）を送付しますので、お問い合わせがあった際は、ご提出の案内をお願いします。

送付日および送付はがき

（１回目）令和８年10月21日（水）

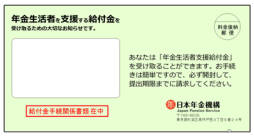
令和9年1月4日（月）
までに届くよう請求してください

「年金生活者支援給付金請求書」（下の図の封筒）を9月にお送りしています。内容を確認のうえ、まだ請求していない場合は、上記提出期限までに届くよう請求してください。

※ 12月下旬は、郵便事情により上記期限までに日本年金機構へ届かない場合がありますので、お早めに請求してください。

※ 封筒を紛失している場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。

※ すでに請求済みの方、支給要件に該当しないため請求していない方につきましては、度重なる通知をご容赦ください。



期限を過ぎた場合、令和8年10月分から受付した月分までの年金生活者支援給付金を受け取ることができません。

9月に年金生活者支援給付金請求書（はがき型）が届いた方は「**電子申請**」をご利用いただけます。手続き方法など詳細は、以下のURLまたは二次元コードからご確認ください。

（年金を受けている方の手続きに関する電子申請サービスのご案内）
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html

<お問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ>
ナビダイヤル
0570-05-4092
全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。
050から始まる電話番号からおかけになる場合（東京）03-5539-2216

受付時間
月　曜　日※1　8:30～19:00
火～金曜日　8:30～17:15
第２土曜日※2　9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

2610 1018 008

（２回目）令和８年12月4日（金）

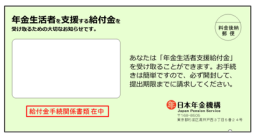
「年金生活者支援給付金」の
請求手続きをお急ぎください

「年金生活者支援給付金請求書」（下の図の封筒）を9月にお送りしています。内容を確認のうえ、まだ請求していない場合は、令和9年1月4日（月）までに届くよう請求してください。

※ 12月下旬は、郵便事情により上記期限までに日本年金機構へ届かない場合がありますので、お早めに請求してください。

※ 封筒を紛失している場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。

※ すでに請求済みの方、支給要件に該当しないため請求していない方につきましては、度重なる通知をご容赦ください。



期限を過ぎた場合、令和8年10月分から受付した月分までの年金生活者支援給付金を受け取ることができません。

9月に年金生活者支援給付金請求書（はがき型）が届いた方は「**電子申請**」をご利用いただけます。手続き方法など詳細は、以下のURLまたは二次元コードからご確認ください。

（年金を受けている方の手続きに関する電子申請サービスのご案内）
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html

<お問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ>
ナビダイヤル
0570-05-4092
全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。
050から始まる電話番号からおかけになる場合（東京）03-5539-2216

受付時間
月　曜　日※1　8:30～19:00
火～金曜日　8:30～17:15
第２土曜日※2　9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

2612 1018 001

※年金生活者支援給付金請求書ではなくお知らせ（はがき）のみの送付となります。

留意事項

○9月に送付している請求書を紛失されている場合は、年金事務所をご案内ください。
○日本年金機構へ令和9年1月4日（月）までに届いた場合、令和8年10月分に遡って年金生活者支援給付金をお受け取りいただけますが、1月５日（火）以降に届いた場合は、請求書を日本年金機構で受け付けた月の翌月分からとなります。
お早めに請求していただくよう併せてご案内をお願いいたします。

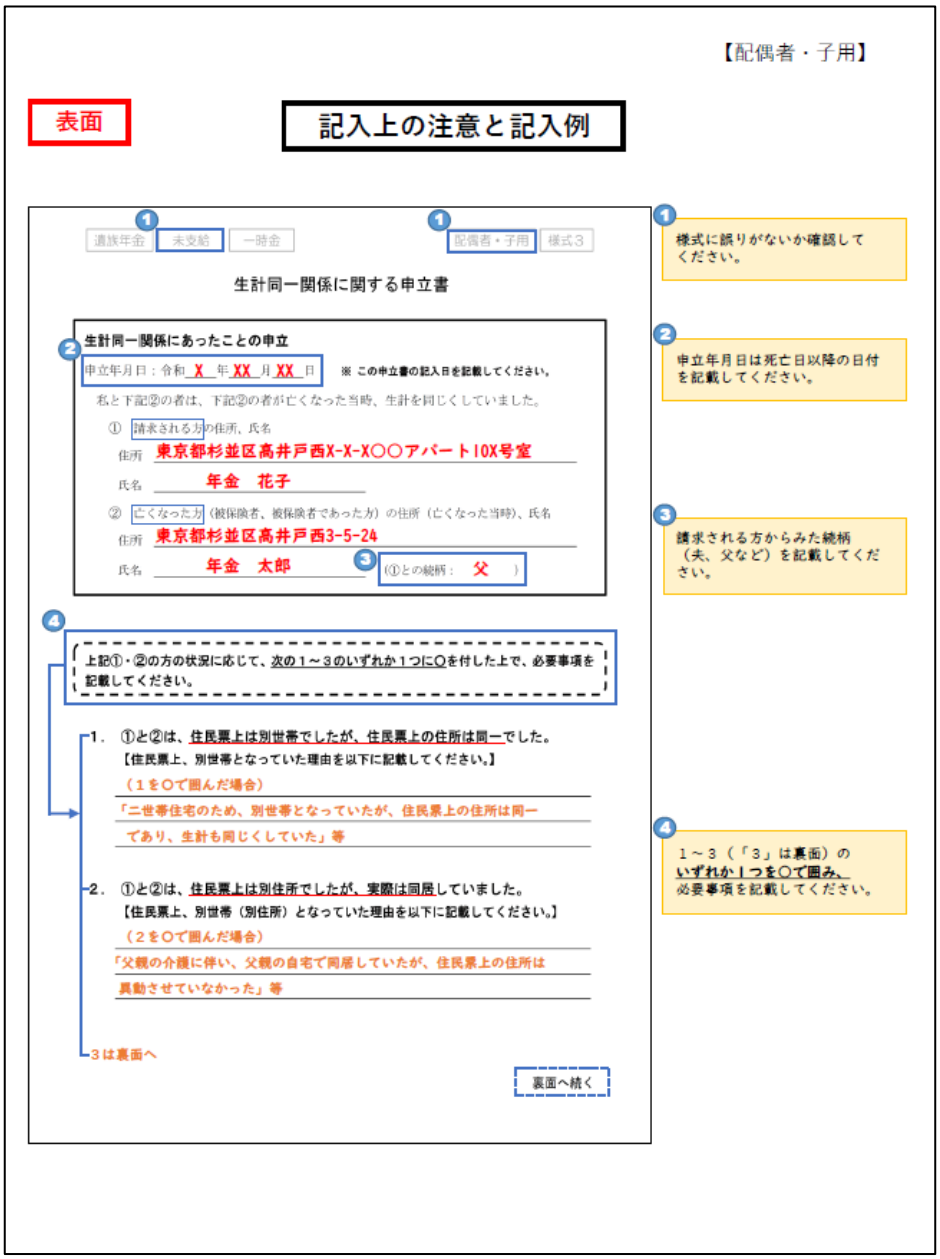
<日本年金機構HP（特設ページ直リンク）>
https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/kojin/2026/202609/0901.html

「生計同一関係に関する申立書」の記入例の作成

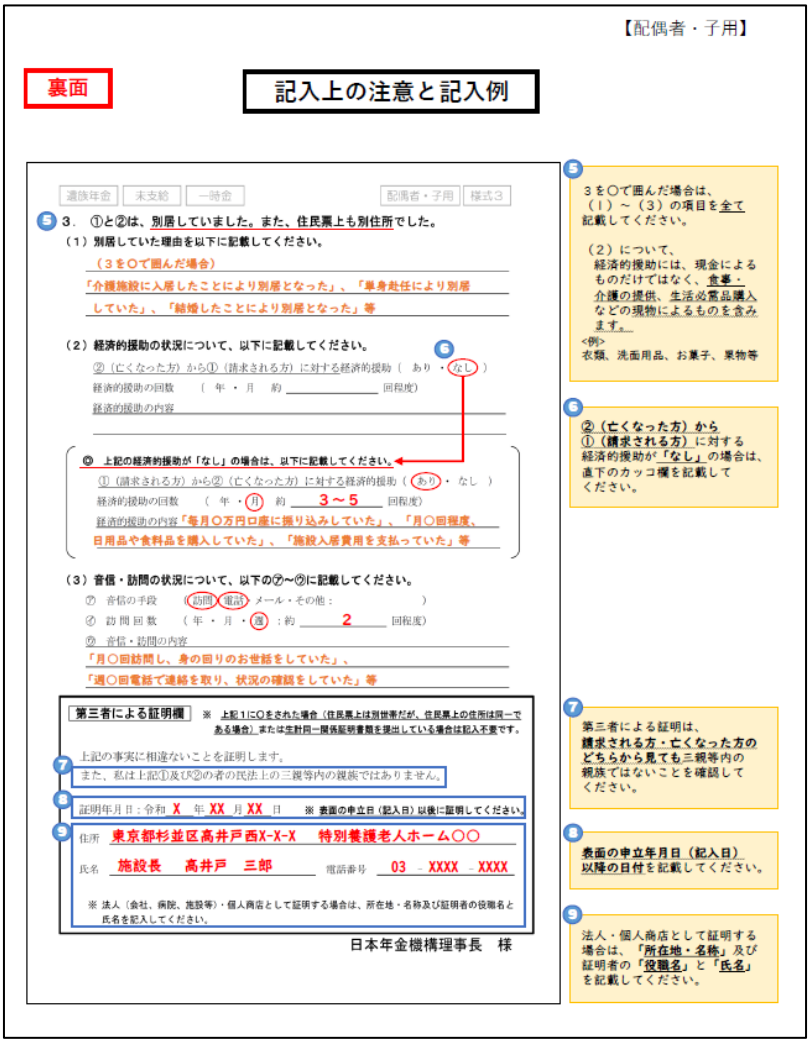
お客様サービスの向上を目的として、「生計同一関係に関する申立書」の「記入上の注意と記入例」を日本年金機構ホームページに掲載しておりますので、日々の業務にご活用ください。

記入上の注意と記入例の一例

【表面】



【裏面】



【配偶者・子用】

裏面

記入上の注意と記入例

遺族年金　未支給　一時金　　配偶者・子用　様式３

5 ３．①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

（１）別居していた理由を以下に記載してください。

（３を○で囲んだ場合）

「介護施設に入居したことにより別居となった」、「単身赴任により別居していた」、「結婚したことにより別居となった」等

（２）経済的援助の状況について、以下に記載してください。

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（ あり ・ 6 なし ）

経済的援助の回数　（ 年 ・ 月 ・ 約 ＿＿＿＿ 回程度）

経済的援助の内容

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（ あり ・ なし ）

経済的援助の回数　（ 年 ・ 月 ・ 約 3～5 回程度）

経済的援助の内容「毎月○万円口座に振り込みしていた」、「月○回程度、日用品や食料品を購入していた」、「施設入居費用を支払っていた」等

（３）音信・訪問の状況について、以下の⑦～⑨に記載してください。

⑦ 音信の手段　（訪問・電話）メール・その他：　　）

④ 訪問回数　（ 年 ・ 月 ・ 週 ）；約 2 回程度）

⑨ 音信・訪問の内容

「月○回訪問し、身の回りのお世話をしていた」、

「週○回電話で連絡を取り、状況の確認をしていた」等

第三者による証明欄　※ 上記１に○をされた場合（住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合）または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実に相違ないことを証明します。

7 また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

8 証明年月日：令和 X 年 XX 月 XX 日　※ 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

9 住所　東京都杉並区高井戸西X-X-X　特別養護老人ホーム○○

氏名　施設長　高井戸　三郎　電話番号　03 － XXXX － XXXX

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長　様

5 ３を○で囲んだ場合は、（１）～（３）の項目を全て記載してください。

（２）について、経済的援助には、現金によるものだけではなく、食事・介護の提供、生活必需品購入などの現物によるものを含みます。

<例>
衣類、洗面用品、お菓子、果物等

6 ②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助が「なし」の場合は、直下のカッコ欄を記載してください。

7 第三者による証明は、請求される方・亡くなった方のどちらから見ても三親等内の親族ではないことを確認してください。

8 表面の申立年月日（記入日）以降の日付を記載してください。

9 法人・個人商店として証明する場合は、「所在地・名称」及び証明者の「役職名」と「氏名」を記載してください。

資料の掲載先



マイナンバー収録に係るご協力のお願い

日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けすることができない被保険者（未収録者）が存在する市区町村宛てに、未収録者の情報を一覧化した「マイナンバー未収録者リスト」をお送りしますので、以下のご協力をお願いします。

（令和８年１１月１３日（金）送付予定）

日本年金機構では、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会等により、未収録者についてマイナンバーの紐付けに取り組んでいるところです。

しかし、日本年金機構で管理している被保険者情報（氏名・生年月日・住所等）と、住民基本台帳で管理されている情報が一致しない場合、マイナンバーを紐付けすることができません。

つきましては、未収録者を解消するため、

①**マイナンバー未収録者リスト**でお知らせする未収録者にかかる**住民基本台帳の確認**

②市区町村で基礎年金番号を管理している未収録者全件にかかる**国民年金関係報告書等の提出**

について、ご協力をお願いいたします。

マイナンバーの収録により、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携による添付書類の省略や住所・氏名が変更になった際の届出の省略など、手続きの簡便化が図られます。

また、情報連携では免除申請等の際に必要な所得情報等の照会も行えますので、市区町村の事務負担の軽減にもつながります。

業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

事務の詳細については、**マイナンバー未収録者リスト**に同封する資料をご参照ください。

また、ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

インターネット広告素材の日本年金機構HPへの掲載

日本年金機構では、公的年金事業に関する情報を分かりやすくお客様に提供することを目的として、インターネット広告を実施しています。このたび、広告素材を幅広くご活用いただけるよう日本年金機構ホームページに掲載しましたので、制度周知等にご利用ください。

掲載した広告素材の例

【バナー画像（PNG形式）】

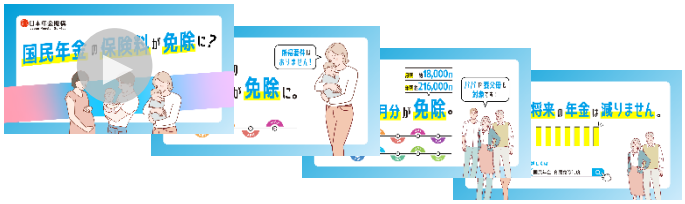
・短時間労働者に対する社会保険の適用拡大
・ねんきん定期便のペーパーレス化





【動画（MP4形式）】※15秒間

国民年金保険料の育児免除・産前産後免除制度



※原則転載フリーですが、広告素材の改変・翻案・編集は行わないでください。

＜広告素材の活用例＞

- 各自治体のソーシャルメディアに広告素材を添付して投稿。
- 各自治体のホームページや広報誌に広告素材を掲載。
- 待合席などに設置されている液晶モニターにデジタルサイネージとして広告素材を掲載。

日本年金機構HPにおける広告素材掲載ページへの遷移方法

①「日本年金機構について」をクリック。



日本年金機構HPトップページ（PC版）

②「日本年金機構の取り組み」をクリック。



③「広報事業」をクリック。



ねんきん自動音声送付受付サービスの周知

令和7年9月16日からサービスを開始した「ねんきん自動音声送付受付サービス」について、利用拡大に向けたリーフレットの作成を行い、日本年金機構ホームページに掲載しましたので、お知らせします。是非、ご活用ください。

○再交付の対象となる通知書

種類	対象書類	対象年
再交付	源泉徴収票	直近２年分
	年金額改定通知書	直近２年度分
	年金振込通知書	直近分
	社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	直近２年分
用紙送付	扶養親族等申告書	直近分
	年金受給権者受取機関変更届	ー

1. 再発行に必要な情報

「ねんきん自動音声送付受付サービス」に電話をかけると、音声ガイダンスが流れます。音声ガイダンスにしたがって再発行に必要な情報を電話機で入力してください。受付の際、**基礎年金番号、生年月日、郵便番号、電話番号**は必須となります。その他、希望する書類の種類に応じて、**年金コード、対象年（和暦2桁）**の入力が必要となります。

2. 受付完了後の流れ

１週間から２週間程度で日本年金機構へ登録されているご本人様の住所宛てに発送します。なお、入力内容が誤っていた場合は、内容確認のため、入力いただいたお電話番号へ「０５０」から始まる番号よりお電話する場合があります。

※注意事項
・音声ガイダンスにしたがって最後まで入力が完了しないと受付ができません。
・対象年（対象年度）は、時期によって異なります。
・年金振込通知書は国民年金保険料を納付する用紙（納付書）ではありませんのでご注意ください。

電話でカンタン！ 自動音声案内で通知書の再交付や用紙の送付ができます



書類を無くした！　もう一度欲しい！　窓口や電話が混んでいる！
そんな時にねんきん自動音声送付受付サービスが便利です。

▼3つのメリット

土日祝日でも手続きが可能です！

お手持ちの電話機から利用できます！

待ち時間なく手続きができます！

▼操作はカンタン3つのステップ

1 お電話の前に、2つをご準備ください。
・基礎年金番号
・年金コード※1

2 自動音声にしたがって必要事項を入力ください。
・基礎年金番号
・年金コード　など

3 1週間から2週間程度で日本年金機構へ登録されているご本人様の住所宛てに発送します。

※1 年金コードが不要な書類もあります。
詳しくは裏面の利用シートを参照ください。

ねんきん自動音声送付受付サービス【午前8時から午後11時30分】

0503319-3152（サイコウフ）

（注意）ご利用には通話料がかかります。

▼ご利用できる6つの書類

種類	対象書類	対象年
再交付	源泉徴収票	直近2年分
	年金額改定通知書	直近2年度分
	年金振込通知書※2	直近分
	社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	直近2年分
用紙送付	扶養親族等申告書	日本年金機構HPをご覧ください
	年金受給権者受取機関変更届	

※2 年金振込通知書は、国民年金保険料の納付書ではありません。

詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jidoonsei.html

日本年金機構
Japan Pension Service

裏面もご覧ください。

周知用リーフレット（うら面）

ねんきん自動音声送付受付サービス利用シート

トーン信号確認（＊と１）	＊	1									
書類番号	１：源泉徴収票 ２：年金額改定通知書 ３：年金振込通知書 ４：社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 ５：扶養親族等申告書 ６：年金受給権者受取機関変更届										
基礎年金番号（10桁）											
年金コード（４桁）											
生年月日（西暦８桁）											
郵便番号（７桁）											
電話番号（10桁または11桁）											
対象年（和暦２桁）											

対象書類ごとに入力する項目が異なります。

【年金コードが不要な書類】
４：社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
５：扶養親族等申告書
６：年金受給権者受取機関変更届

【対象年が不要な書類】
３：年金振込通知書
５：扶養親族等申告書
６：年金受給権者受取機関変更届

●よくあるご質問

Q. 基礎年金番号は何を確認すればわかりますか？
A．基礎年金番号通知書、年金手帳や年金証書で確認できます。

Q. 年金コードは何を確認すればわかりますか？
A．年金証書、年金振込通知書または年金額改定通知書で確認できます。

Q. 入力内容が誤っていた場合はどうなりますか？
A．内容確認のため、入力いただいた電話番号へ「０５０」から始まる番号より電話をする場合があります。
なお、最後まで入力しないと受付ができませんのでご注意ください。

令和８年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰に係る感謝状の贈呈

かけはし第102号では、市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰（以下「厚生労働大臣表彰」といいます。）について掲載しました。これは、国民年金事業に対する功績が特に顕著であって、他の模範と認められる市区町村に対し、その功績を称え労苦に報いるとともに、国民年金事業の発展に寄与することを目的として毎年度実施されています。

今年度より、厚生労働大臣表彰には至らなかったものの、独自の取り組みで国民年金事業にご尽力いただいたとして管轄年金事務所より推薦のあった市区町村に対し、感謝の気持ちを示すため、日本年金機構理事長名で感謝状を贈呈することとしました。なお、今年度は17市町村に管轄年金事務所長より感謝状を贈呈しました。

感謝状贈呈の様子


北海道千歳市（新さっぽろ年金事務所）


岩手県九戸郡九戸村（二戸年金事務所）


青森県上北郡横浜町（むつ年金事務所）

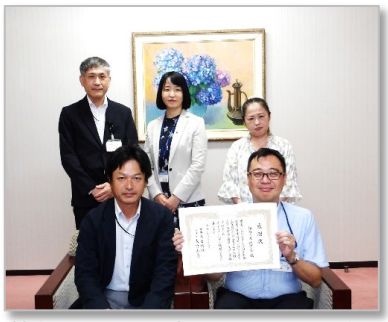

宮城県白石市（大河原年金事務所）

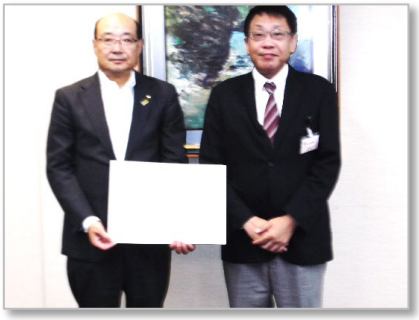

埼玉県川口市（浦和年金事務所）



埼玉県南埼玉郡宮代町（春日部年金事務所）


神奈川県三浦市（横須賀年金事務所）


神奈川県逗子市（横須賀年金事務所）



富山県黒部市（魚津年金事務所）



大阪府岸和田市（貝塚年金事務所）



岡山県備前市（岡山東年金事務所）



山口県山口市（山口年金事務所）



愛媛県松山市（松山東年金事務所）



宮崎県児湯郡川南町（高鍋年金事務所）



鹿児島県大島郡伊仙町（奄美大島年金事務所）



沖縄県八重山郡与那国町（石垣年金事務所）



沖縄県宮古島市（平良年金事務所）

今回、感謝状を贈呈いたしました市町村では、他課と連携したワンストップ手続きや市町村独自のリーフレットの作成・活用など、納付率向上および届出漏れを防ぐ取り組みを行っていただいておりました。

市区町村職員の皆さまには、日頃より地域住民の身近な窓口として国民年金事業にご協力いただき、ありがとうございます。

引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

Vol.
54

障害年金講座

障害年金センター

はじめに

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立ていただけるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

今回のテーマは
20歳前障害基礎年金の請求にかかる添付書類の取扱いです。

初診日が20歳前の未加入期間にある場合（以下、「20歳前障害」といいます。）の添付書類に関する照会を多くいただいています。

今回は、『❶20歳前障害基礎年金にかかる診断書』、『❷初診日証明書類の簡素化』及び『❸病歴・就労状況等申立書の簡素化』について取り上げます。

1 20歳前障害基礎年金にかかる診断書

（１）**障害の程度を認定する日**

20歳前障害は、以下の日をもって障害の程度を認定します。

①初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日※（以下、「障害認定日」といいます。）が20歳到達日前である場合は、20歳に到達した日。

②障害認定日が20歳到達日以後である場合は、その日。

※初診日から起算して1年6か月経過前に傷病が治った場合（その症状が固定し、治療効果が期待できない状態に至った日を含む。）はその日。

（２）**診断書の現症日**

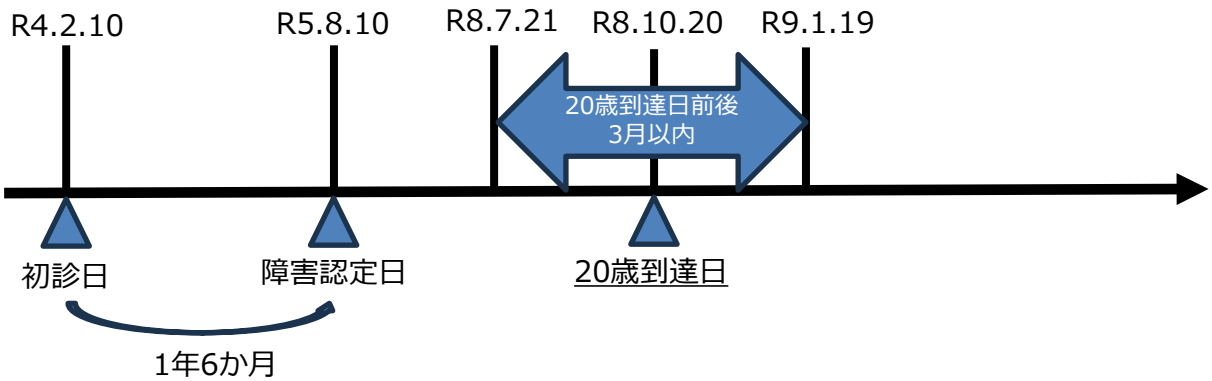
20歳前障害基礎年金の診断書の場合は、20歳到達日又は障害認定日のいずれか遅い日の前後3月以内を現症日とする診断書が必要となります。

具体的には
下図のとおりです。

【例】20歳到達日が令和8年10月20日の方

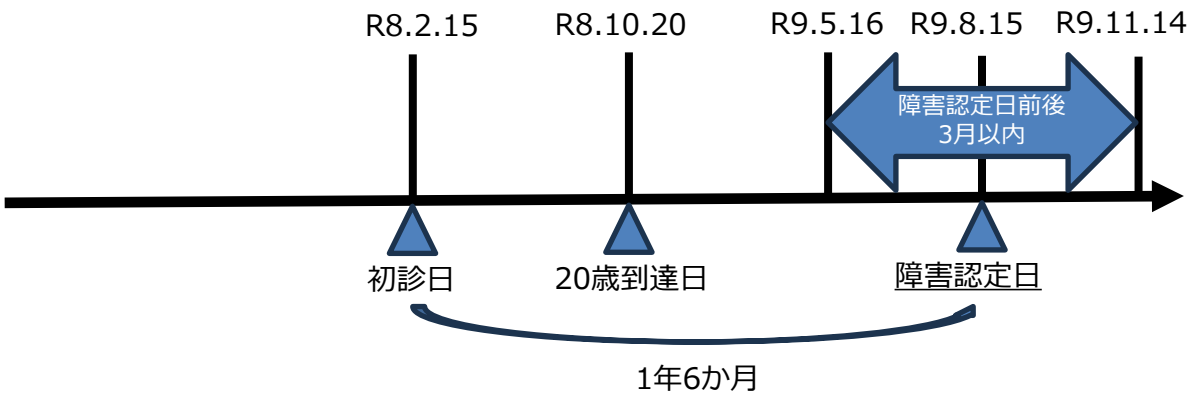
①20歳到達日前に障害認定日がある場合

➢20歳到達日における障害の程度を認定



②20歳到達日以後に障害認定日がある場合

➢障害認定日における障害の程度を認定



※初診日が20歳到達日以後である場合は、障害認定日以後３月以内の診断書が必要です。

2 初診日証明書類の簡素化

（１）**初診日証明書類の簡素化**

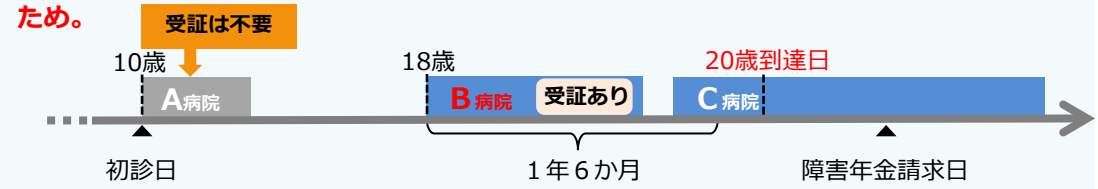
障害年金の請求には初診日の証明が必要ですが、20歳前の未加入期間に初診日がある障害基礎年金の請求については、2番目以降の医療機関の受診日から障害認定日が20歳到達日以前であることを確認でき、かつ、その受診日以前に厚生年金保険の被保険者期間がない場合は、初診日証明書類の簡素化が可能です。

（２）**事例**

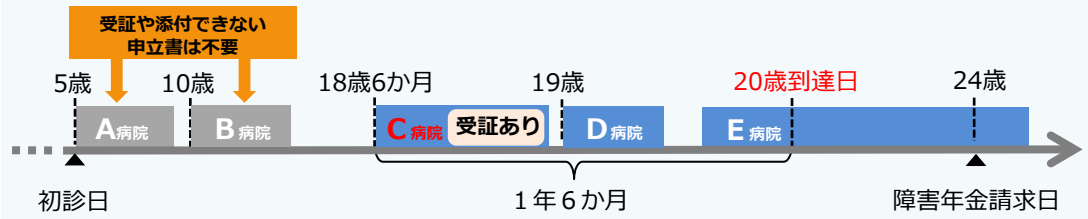
簡素化が可能となるなのは、２番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合です。

①2番目以降の病院の受診日から1年6か月を経過した日が20歳到達日前である。

B病院の「受診状況等証明書」が添付されており、18歳から受診していることが確認できる場合、Ａ病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の**添付は不要**です。**※Ｂ病院の受診から１年６か月経過した日が、20歳到達日前のため。**

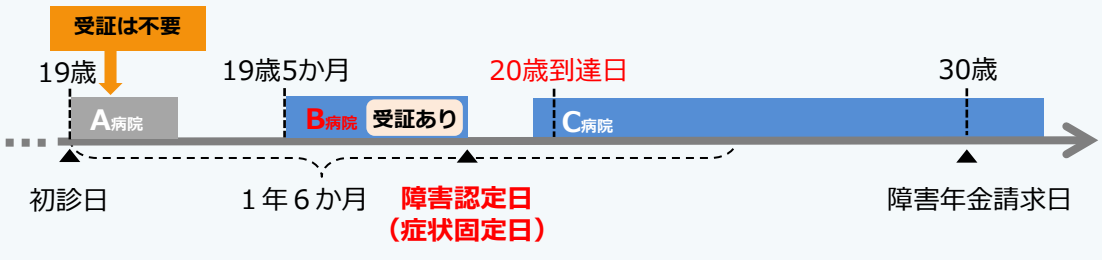


C病院の「受診状況等証明書」が添付されており、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、Ａ病院およびＢ病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の**添付は不要**です。



②18歳6か月～20歳到達日以前に2番目以降の病院の受診日があり、20歳到達日以前に病気やケガが治った（症状が固定した）場合。

B病院の「受診状況等証明書」が添付されている場合、A病院の「受診状況等証明書」の**添付は不要**です。



3 病歴・就労状況等申立書の記載の簡素化

20歳前に初診日がある方のうち、以下に該当する場合は、病歴・就労状況等申立書の記載を簡素化できます。

・生来性の知的障害の場合　▶記載例①

生来性の知的障害の場合は、同じ症状が長く継続することが見込まれるため、出生から現在までの状況について、特に大きな変更があった場合を中心に記載することで、数年毎に区切って記載することを簡素化できます。

・初診日証明書類の簡素化を行った場合　▶記載例②

障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できるため、発病から受診状況等証明書を添付した医療機関の受診日までの状況を、１つの欄にまとめて記入できます。

・初めて受診した医療機関で初診日証明を行った場合で、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認でき、かつ、その受診日前に厚生年金保険の加入期間がない場合
▶記載例③

障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できるため、発病から初診の医療機関の受診日までの状況を、１つの欄にまとめて記入できます。

病歴・就労状況等申立書　記載例①（生来性の知的障害の場合）

【記載例①の請求者情報】

生年月日	H 2.11.6	初診日	生まれた日
20歳到達日	H22.11.5	請求日	R 3.1.31（30歳）

病歴・就労状況等申立書

No.　　－　　枚中

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名	知的障害		
発病日	☐ 昭和・☑ 平成　2 年 11 月 6 日		初診日	☐ 昭和・☑ 平成　2 年 11 月 6 日

記入する前にお読みください。

○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、発病したときから現在までの経過を年月順に期間をあけずに記入してください。

○ 受診していた期間は、通院期間、受診回数、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、日常生活状況、就労状況などを記入してください。

○ 受診していなかった期間は、その理由、自覚症状の程度、日常生活状況、就労状況などについて具体的に記入してください。

○ 健康診断などで障害の原因となった病気やけがについて指摘されたことも記入してください。

○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を長期間受診していなかった場合、発病から初診までが長期間の場合は、その期間を３年から５年ごとに区切って記入してください。

1	☑ 平成・☐ 令和 2 年 11 月 6 日から ☐ 平成・☑ 令和 3 年 1 月 31 日まで ☑ 受診した ・☐ 受診していない 医療機関名 Ａ病院	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで） ・幼少期は発語がほとんどなかった。 ・小学校は両親の希望で普通学級。　成績は「１」か「２」だった。 ・中学校は支援学級。　高校は特別支援学校に進学した。 ・高校卒業後は、造園会社に就職したが1年後に会社が倒産したため無職となった。 ・その後はスーパーの品出しのアルバイトについたが人間関係のトラブルで2ヶ月で辞めた。 ・アルバイトを辞めた後は、家にいて何もしていなかった。 ・障害年金の診断書作成のため令和２年１０月８日にＡ病院に受診した。
2	☐平成・☐令和　年　月　日から ☐ 平成・☐令和　年　月　日まで ☐ 受診した ・☐ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況
3	☐平成・☐令和　年　月　日から ☐ 平成・☐令和　年　月　日まで ☐ 受診した ・☐ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況

解説

生来性の知的障害の場合、初診日は「生まれた日」と考えて記載してください

記載例①の場合、生来性の知的障害であるため、大きな変化が生じた事柄を中心に、生まれてから現在までの経過をまとめて記載することができます。

病歴・就労状況等申立書　記載例②（初診日証明書類の簡素化を行った場合）

【記載例②の請求者情報】

生年月日	H 9.6.29	初診日	H16.7.24（7歳）
20歳到達日	H29.6.28	請求日	R 3.1.27（23歳）

A医療ｾﾝﾀｰ：受証添付なし
B病院　　：受証添付なし
C市民病院：受証添付あり
↓
赤枠が簡素化した部分

病歴・就労状況等申立書

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名	アスペルガー症候群		
発病日	☐ 昭和・☑ 平成　9 年 6 月 29 日	初診日	☐ 昭和・☑ 平成　16 年 7 月 24 日	

記入する前にお読みください

○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関ごとに経過を年月順に期間をあけずに記入してください。
期間を３年から５年ごとに区切って記入してください。

1	☑ 平成・☐ 令和 9 年 6 月 29 日から ☑ 平成・☐ 令和 27 年 7 月 4 日まで ☑ 受診した ・☐ 受診していない 医療機関名 A医療センター B病院	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで） ・幼稚園の先生からいつも１人遊びをしていると言われていた。こだわりが強く、洋服もいつも同じものを着たがった。 ・平成16年7月24日、小学1年生の時、担任の先生の勧めで市のA医療センターに行き、発達障害と診断された。 ・中学生の時、相変わらずこだわりが強かったのでB病院を一度だけ受診した。 ・高校3年の4月、他の生徒ともめ、自分の部屋に閉じこもり出てこなくなった。
2	☑ 平成・☐ 令和 27 年 7 月 5 日から ☑ 平成・☐ 令和 27 年 10 月 26 日まで ☑ 受診した ・☐ 受診していない 医療機関名 C市民病院 精神科	左の期間の状況 ・家族が心配して、母と一緒に平成27年7月5日にC市民病院 精神科を受診した。 ・C市民病院 精神科でアスペルガー症候群と診断された。受診は7月5日～10月26日まで、月1回の受診。 ・高校は３年の2学期から行くようになった。
3	☑ 平成・☐ 令和 27 年 10 月 27 日から ☑ 平成・☐ 令和 30 年 8 月 15 日まで ☐ 受診した ・☑ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況 ・高校卒業後は進学しなかった。米屋でアルバイトしたが注文の電話を取った時にパニックになり１週間で辞めた。 ・退職後はまた自分の部屋に引きこもり、家族との会話もしなくなった。
4	☑ 平成・☐ 令和 30 年 8 月 15 日から ☐ 平成・☑ 令和 3 年 1 月 27 日まで ☑ 受診した ・☐ 受診していない 医療機関名 Dメンタルクリニック	左の期間の状況 ・本人を説得し平成30年8月15日にDメンタルクリニックを受診した。月２回通院している。 ・令和1年10月に福祉手帳の交付を受けた。 ・令和2年12月から障害者雇用で清掃会社に勤めている。

解説

「初診日証明書類の簡素化」を行った場合は、C市民病院より前の経過をまとめて記載することができます

記載例②の場合、C市民病院の受診日が18歳６カ月より前で、かつ受診状況等証明書の添付があるため、C市民病院より前の発病からの経過をまとめて記載することができます。

病歴・就労状況等申立書　記載例③（初めて受診した医療機関で初診日証明を行った場合）

【記載例③の請求者情報】

生年月日	H10.5.13	初診日	H24. 9.18（14歳）
20歳到達日	H30.5.12	請求日	R 3. 1.27（22歳）

Aﾒﾝﾀﾙｸﾘﾆｯｸ: 受証添付あり
B診療所　：受証添付なし
C病院　　：受証添付なし
↓
赤枠が簡素化した部分

病歴・就労状況等申立書

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名	うつ病		
発病日	☐ 昭和・☑平成　24 年 4 月 頃 日		初診日	☐ 昭和・☑平成　24 年 9 月 18 日

記入する前にお読みください

[redacted]

期間を３年から５年ごとに区切って記入してください。

1	☑平成・☐令和　24 年 4 月 頃 日から ☑平成・☐令和　25 年 5 月 19 日まで ☑ 受診した ・ ☐ 受診していない 医療機関名 A メンタルクリニック	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで） ・中学２年生になった時、新しいクラスになじめなず、不登校になった。 ・病院に受診させようとしたが嫌がり、やっと平成24年9月18日に自宅から離れたAメンタルクリニックを受診した。うつ病と診断された。 ・通院が大変になり平成25年5月20日、B診療所（精神科）を紹介され転院した。
2	☑平成・☐令和　25 年 5 月 20 日から ☑平成・☐令和　29 年 5 月 15 日まで ☑ 受診した ・ ☐ 受診していない 医療機関名 B診療所	左の期間の状況 ・月2回、通院。 ・中学は保健室登校して、なんとか卒業した。 ・病気があっても受け入れてくれる高校があり入学した。休みがちだったが、夏休みと冬休みに登校して卒業した。 ・高校卒業後は就職しないで家にいた。
3	☑平成・☐令和　29 年 5 月 16 日から ☐平成・☑令和　2 年 7 月 10 日まで ☐ 受診した ・ ☑ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況 ・調子が良くなり、受診を自己中断した。 ・パン屋でアルバイトをした。 ・令和1年3月頃から、気分が落ち込み出勤できなくなりアルバイトを辞めた。
4	☐平成・☑令和　2 年 7 月 11 日から ☐平成・☑令和　3 年 1 月 27 日まで ☑ 受診した ・ ☐受診していない 医療機関名 C 病院	左の期間の状況 ・生活のために働こうと思ったが、身体が動かずC病院を受診した。月2回、通院している。 ・令和2年10月に福祉手帳の交付を受けた。 ・令和2年11月から障害者雇用で清掃会社に勤めている。

解説

初めて受診した医療機関で初診日証明を行った場合で障害認定日が20歳到達日以前の場合は、初診日証明を行った医療機関の受診日より前の経過をまとめて記載することができます

記載例③の場合、Aメンタルクリニックの受診日が18歳６カ月より前で、かつ受診状況等証明書の添付があるため、Aメンタルクリニックより前の発病からの経過をまとめて記載することができます。

市区町村広報誌の原稿にご利用ください！

<年金に関するお問い合わせはねんきんチャットボットをご利用ください>

日本年金機構ではお客様からのお問い合わせに24時間対応する「ねんきんチャットボット」を開設しています。年金の制度や手続き方法など、幅広い質問に対応しています。ぜひご利用ください。

［日本年金機構ホームページ］



機構ホームページの
このボタンから
チャットボットをスタート

多言語ボタンで6か国語翻訳

質問項目をクリックで
Q&Aが表示

気になる内容は直接検索

チャットボットのここが便利

制度や手続きへの疑問を解決

年金の制度や手続きに関するQ&Aや年金制度の改正に関するQ&Aなど、幅広く疑問にお答えします。



各種通知書などにも対応

日本年金機構からお送りしている、「ねんきん定期便」や国民年金保険料の控除証明書、公的年金の源泉徴収票などの記載内容や再交付などお客様からのお問い合わせについてご案内しています。

電子申請のサポート

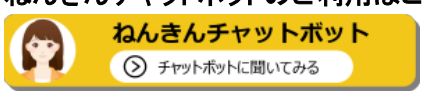
国民年金加入の届出から老齢年金請求書の電子申請まで、さまざまな届書の電子申請をサポートしています。さらにオンラインサービスであるねんきんネットの機能についてもご案内しています。

チャットボットの多言語翻訳

多言語ボタンを選択することで、6か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語）でチャットボットをご利用できます。



ねんきんチャットボットのご利用はこちらから



https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html

地域の独自情報

編集後記

金木犀の香りが街に広がる季節となりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。
人事異動により、本号からかけはしの掲載に携わらせていただくこととなりました。新しい環境で０からのスタートとなり、一週間があっという間に過ぎていく日々です。
今、本号をご覧いただいている方の中にも、１０月から周囲の環境が変化された方も多いのではないでしょうか。季節の変わり目、何かと慌ただしい日々が続きますが、どうぞご自愛ください。
「かけはし」は、これからも業務に役立つ情報を提供してまいります。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

日本年金機構 事業推進統括部 地域年金事業G
（中田）